

鳩ヶ谷啓和会特別養護老人ホーム入所判定委員会設置規則

平成 25 年 9 月 10 日制定

(設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)に基づく特別養護老人ホーム(以下「ホーム」という。)への入所措置の要否を判定するにあたり、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するため、鳩ヶ谷啓和会特別養護老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ホームの入所措置について、別に定める判定基準に基づき、当該要否について、総合的に判定すること。
- (2) その他、措置の適正な実施について必要なこと。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 8 名以内で組織する。

2 委員会は、次に掲げる者のうちから、理事長が委嘱する。

- (1) 施設長及び施設管理課長各 1 名
- (2) 介護支援専門員の職員 1 名
- (3) 看護職員 1 名
- (4) 介護職員 1 名
- (5) 生活相談員職員 1 名
- (6) 第三者委員 2 名

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を各 1 名を置く。

2 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催することとする。ただし、必要がある場合には、その都度随時開催するものとする。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、合議制により決するものとする。

4 委員会において、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における入所措置の可否等の結果について、理事長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員会の委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委員の職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設管理課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成25年9月10日より施行する。

(第三者委員の報酬)

2. 第三者委員の委員会出席時における報酬については、社会福祉法人鳩ヶ谷啓和会役員報酬規程（平成15年制定）に基づく別表中「評議員」に適用する額を支給する。